

鳥取県公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会

(「スペース・サイエンス・ワールド・オンライン i n 星取県」実施委託業務公募型プロポーザル審査会)
運営要綱

(運営)

第1条 「スペース・サイエンス・ワールド・オンライン i n 星取県」の運営等を委託業務により実施するに当たり、契約の締結先として最もふさわしい者を公平かつ厳正に選定するため、鳥取県公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会（「スペース・サイエンス・ワールド・オンライン i n 星取県」実施委託業務公募型プロポーザル審査会）（以下「審査会」という。）を運営する。

(所掌事項)

第2条 審査会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 「スペース・サイエンス・ワールド・オンライン i n 星取県」実施委託業務に係る最優秀企画案の選定に関すること。
- (2) その他、鳥取県知事が必要と認める事項。

(委員)

第3条 審査会は、鳥取県知事が任命する委員5人以内をもって構成する。

(委員長及び副委員長)

第4条 審査会に委員長を置く。

- 2 委員長は、環境立県推進課長がこれに当たる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員の中から委員長が指名したものがこれに当たる。
- 5 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、任命された日から審査会が解散するまでとする。

(会議)

第6条 審査会の会議は、環境立県推進課長が招集し、環境立県推進課長がその議長となる。

- 2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、環境立県推進課において行う。

附 則

この要綱は、令和2年10月23日から施行する。

鳥取県公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会

(「スペース・サイエンス・ワールド・オンライン in 鳥取県」実施委託業務公募型プロポーザル審査会)
委員名簿

| 所属 | 役職 | 氏名 |
|----------------------------|--------|--------|
| 鳥取県生活環境部環境立県推進課 | 課長 | 住田 剛彦 |
| 株式会社 鳥取県情報センター 企画営業部 | マネージャー | 橋川 陽一 |
| 一般財団法人 米子市文化財団 米子市児童文化センター | | 山下 のぞみ |
| 鳥取県令和新時代創造本部広報課 | 主事 | 小中 英美 |
| 公募委員※ 1名 | | |

※募集期限までに応募がなかった場合又は鳥取県附属機関委員公募実施要領第6条1項の規定による選考の結果、該当者がなかったときは、公募委員は含めないこととする。